

## 適正な土地改良区の賦課事務 ～誰に賦課するのか～

近年、相続や売買により新たな組合員となった方からの、「なぜ土地改良区に賦課金を支払わねばならないのか」といった苦情に直面するケースが多くみられます。相続人が非農家の場合、とくに説明に苦慮されているようです。これらの場合には、土地改良区は賦課の正当性を説明しなければなりません。

一方、長期間滞納が続くケースも増え、土地改良区では時効が成立する前に、差押え等滞納処分を行う必要があります。この場合、土地改良区の理事が県知事の認可を受けて滞納処分を行うこととなりますが、知事が認可を行う上で「適正な手続を経た賦課金であるかどうか」が問われることとなります。

そこで、今回の賦課金研修では「土地改良区が賦課できる根拠」「適正な賦課手続」について説明します。

### 1 土地改良区が賦課できる根拠

土地改良区が賦課できる根拠は「土地改良法第36条第1項」に求めることができます。もちろん、「なぜ土地改良区に賦課金を支払わねばならないのか」といった苦情に対しては、法上の根拠を示すだけでなく、土地改良区の役割や賦課金の徴収目的を説明して理解を得ることが必要です。

(経費の賦課) ※一部省略

第36条 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費に充てるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対して金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。

土地改良法第36条第1項の規定を受けて、各土地改良区の定款には経費の賦課についての規定が定められています。以下はその1例ですが、この定款の定めも賦課できる根拠となります。

(経費分担の基準) ※一部省略

第24条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき地積割に賦課する。ただし畑については、田の〇分の1の標準による。

第26条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営何土地改良事業の分担金を負担する。

2 前項の分担金に充てるための賦課金は、当該事業の施行に係る土地につき次に掲げる基準(省略)により地域ごとに地積割に賦課する。

## 2 土地改良区が賦課する組合員とは

土地改良法第36条第1項では、賦課金を賦課できるのは「組合員」と規定されており、組合員ではない者に直接賦課することはできません。

このため、定期的に「組合員名簿」を見直し、組合員を適正に把握する必要がありますが、土地改良区検査ではこの組合員名簿が古いまま更新されていない例も多くみられます。

組合員については、土地の所有者自身が耕作している場合は問題ありませんが、同じ土地に所有権を持つ方（以下「所有者」という）と賃借権・小作権等の使用収益権を持つ方（以下「耕作者」という）がおられる場合の取扱いは、土地改良区によって異なっているのが現状です。

### (1) 耕作者を組合員とする土地改良区

用水路を管理し、「水代」として賦課金を徴収している土地改良区に多いパターンです。

組合員の異動が頻繁に発生するのが特徴ですが、用水路等の受益者が負担するため、未収金は少ないようです。

### (2) 所有者を組合員とする土地改良区

区画整理後に設立された土地改良区に多いパターンです。

組合員の異動はあまり多くありませんが、相続がうまくなされない等により、未収金が発生しているようです。

### (3) 上記の違いが生じる理由

上記の違いが生じる事務的な理由は、土地の賃貸借がなされた際の「組合員資格得喪通知」の有無によって生じます。

組合員資格の交替（取得・喪失）については、土地改良法第43条第1項には「組合員に土地改良区への通知義務がある」と規定されていますが、土地改良区も日頃から通知が必要なことを周知する配慮が必要です。

#### (組合員の資格得喪の通知義務)

第43条 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することができない。

### 3 適正な賦課とは

例えば土地改良法第39条第5項の規定に基づき、県知事の認可を受けて滞納処分（差押え）を行うとした時、対象の賦課金が時効により消滅していないか確認しますが、併せて賦課自体が適正なものであったかを確認しています。

「適正な賦課」のチェック項目は主に次のとおりです。

#### (1) 定款に定めがあるか

土地改良法第36条第1項では「定款の定めるところにより」賦課徴収することができる」と規定されています。

この場合、直接賦課徴収について定めた規定だけでなく、根拠となる「事業」が定款第4条にもれなく記載されているかもポイントになります。

#### (2) 地区内にある土地か

土地改良法第36条第1項では「その地区内にある土地につき」賦課徴収することができる」と規定されています。

通常、賦課は土地原簿を算定根拠として行われますが、「定款第3条に定める地区に漏れがあった」「いつの間にか土地原簿の土地が無くなっていた」「実は土地改良区から利益を受けない土地だった」等、問題のある事例が報告されています。

#### (3) 相手は組合員か

賦課できる相手が組合員であることは既に述べたとおりです。組合員名簿に記載された方に賦課しているのか、また組合員名簿自体が適正なのか確認が必要です。

#### (4) 総（代）会で承認されているか

定款第24条では「予算の定めるところにより」賦課すると規定されています。また、定款第27条では、徴収の時期及び方法は総（代）会で定めると規定されています。いずれにしても総（代）会の承認なしに、役員や事務局の判断で賦課金に関する判断をすることはできません。

#### (賦課徴収の方法)

第27条 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は、総（代）会で定める。

## 4 こんな時は誰に賦課するのか

- (1) 土地の所有権や賃借権・小作権に変動が生じたが、組合員資格得喪通知が提出されない場合、賦課金は誰に賦課すれば良いのか。

(回答)

土地改良法第43条第1項に規定する通知を受理するまでは、組合員名簿に記載された方を組合員として取り扱って差し支えありません。

もちろん、組合員資格得喪通知の提出を催促する必要がありますし、実務として職権で組合員を変更することも可能です。

- (2) 組合員が死亡して相続が発生したが、複数の相続者の中で代表者が決まらない場合、賦課金の通知は誰に行えば良いのか。

(回答)

通常は相続者の中から組合員を特定する方法が一般的ですが、相続がまとまらず共有状態になっているケースです。土地改良法第44条第1項の規定では共有者は代表者を土地改良区に対して通知する義務がありますが、通知がない場合は、土地改良法第44条第4項の規定に基づき、共有者のうち誰か1人に対し賦課通知の手続を行うこととなります。

(共有者等の代表) ※一部省略

第44条 土地改良区の地区内の同一の土地について、(中略) 共有者がある場合において、これらの者が組合員であるときは、これらの者は、土地改良区の組合員としての行為(議決権及び選挙権の行使を除く。)をさせるために、そのうちの一人を代表者とし、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

4 第一項に規定する者が同項の手続をしない場合には、当該土地改良区の組合員としてのこれらの者に対してする行為は、そのうちの一人に対してすればよい。

- (3) 相続が放棄された農地の賦課金はどのような取り扱いになるのか。

(回答)

民法第939条の規定により、相続を放棄した者に賦課することはできません(初めから相続人とならなかったものとみなされる)ので、新たに農地を取得した者または使用収益権を設定した者を探さなければなりません。

(4) 所有者が耕作しなくなった、あるいは耕作者がいなくなったことにより耕作放棄地となった農地については、誰を組合員とすれば良いのか。

(回答)

耕作者がいない場合は、土地改良法第3条第1項の規定により所有者が組合員となります。なお、所有者が耕作しない場合であっても、その土地が土地改良事業によって利益を受けないことが明らかなき以外は、土地改良区の地区から除くことはできません。

(5) 組合員が農業者年金を受給することになった場合、組合員資格が喪失し、賦課することができなくなるのか。

(回答)

農業者年金のうち、「経営移譲、経営継承」を支給要件とする年金を受給した場合は、組合員資格を喪失します。それ以外の場合は、組合員資格に変更は生じません。なお、資格得喪通知が必要なことには変わりありません。

## **5 農業生産法人が賃借権等を設定した場合**

(1) 農地の集積が進み、農業生産法人が農業委員会の承認を得て使用収益権を設定した場合、組合員はどうなるのか。

(回答)

組合員資格が法人に交替します。組合員資格得喪通知が必要なことはこれまで説明したとおりです。

(2) 法人が組合員にならずに、賦課金だけを払うことはできないの？

(回答)

土地改良区が賦課できるのは「組合員」ですので、法人に対し直接賦課するには、法人を組合員とする必要があります。

(3) 法人と所有者双方を組合員にはできないの？

(回答)

組合員は所有者又は使用収益権者のいずれかに定められるべきものであり、1筆の農用地について組合員が重複することは団体運営上適当でないと考えられるため、現行制度では組合員の重複は認められていません。

(4) 多くの組合員が法人と交替した場合、どのような影響が出るの？

(回答)

役員の失職、総代の失職、総代会の失効などが発生する可能性があります。

その反面、賦課事務の軽減や未収金の減少等の効果の発生も考えられます。

(5) 法人が賃借権や小作権を設定した場合、もう所有者は組合員にはなれないの？

(回答)

法人と所有者が連名で農業委員会に資格交代の申し出を行えば、所有者が組合員になることができます。

(6) 農業委員会へ申し出る以外に所有者が役員として残る方法はないの？

(回答)

実務としては、①1筆でも自作地を残す、②理事の場合は定款を変更して、員外理事を増やす等が考えられます。

(7) 法人は役員や総代にはなれないの？

(回答)

法人は総代にはなることができます。また、役員の場合は法人の理事が就任することができます。

(8) 多数の組合員が同一法人と交替した場合でも、法人は1票しか議決権を持たないの？

(回答)

土地改良法の選挙権等には面積等による格差は想定されていませんので、どれだけ広い面積分の賦課金を支払ったとしても、1法人1票です。総代、役員も1人しか出すことはできず、その両方を兼務もできません。ただし、員外役員については組合員資格を考慮する必要はありません。